

## 国立大学法人千葉大学学長の業績評価に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議規程第3条第4号に規定する学長の業績評価(以下「業績評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

(業績評価の実施)

第2条 学長選考・監察会議は、毎年6月末日までに業績評価を実施するものとする。

(評価項目)

第3条 業績評価は、次に掲げる項目について行うものとする。

- 一 基本方針
- 二 大学運営に関する事項
- 三 教育に関する事項
- 四 研究に関する事項
- 五 社会連携・社会貢献に関する事項
- 六 国際化に関する事項
- 七 附属病院に関する事項
- 八 附属学校に関する事項
- 九 その他

(業績評価の方法)

第4条 学長選考・監察会議は、学長に対し、前条に定める各評価項目に係る就任以降の業績を記載した業績調書を4月末日までに提出するよう求め、書面による審査及びヒアリングを実施するものとする。この場合において、業績調書は、A4判で任意の様式とし、原則として各年度当たり10頁程度で作成するものとする。

- 2 任期最終年度の業績評価の実施にあたっては、前項中「学長」とあるのは「前学長」と、「書面による審査及びヒアリング」とあるのは「書面による審査」と読み替えるものとする。
- 3 学長選考・監察会議は、業績評価を実施するに当たり、監事と意見交換を行うものとする。
- 4 学長選考・監察会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求めることができる。
- 5 前項の委員以外の者は、学長選考・監察会議が選考する。

(評価結果の通知)

第5条 学長選考・監察会議は、業績評価の結果を学長に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期最終年度の業績評価の実施にあたっては、前項中「学長」とあるのは「前学長」と読み替えるものとする。

(事故等により学長が欠員となった場合の業績評価)

第6条 事故等により学長が欠員となった場合、当該年度の業績評価は実施しない。

(評価結果の公表)

第7条 学長選考・監察会議は、業績評価を実施したときは、その結果を公表する。

- 2 前項の公表は、国立大学法人千葉大学のホームページに掲載することにより行うものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、業績評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年2月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年2月1日から実施する。
- 2 国立大学法人千葉大学学長の業績評価に関する要項申合せ（令和3年4月1日制定）は廃止する。